

檀原市体育施設 指定管理者 募集要項

(檀原市香久山体育館・香久山公園

・檀原市万葉の丘スポーツ広場、

檀原市ひがしたけたドーム・東竹田近隣公園、

檀原市曾我川緑地体育館・曾我川緑地)

平成30年8月

檀原市

目 次

1	募集要項の概要	1
(1)	趣旨	1
(2)	施設概要	2
(3)	指定管理者が担う業務の範囲	2
(4)	リスク分担	3
(5)	指定期間	3
2	経理に関する事項	4
(1)	指定管理料	4
(2)	利用料金	4
(3)	指定管理料の支払方法	4
3	募集に関する事項	4
(1)	公募及び選定スケジュール	4
(2)	応募の手続き	7
4	事業評価に関する事項	9
(1)	利用者の意見聴取	9
(2)	自己評価	9
(3)	実地調査	9
(4)	改善指示	9
5	その他	10
(1)	関係法令等の遵守	10
(2)	指定の取り消し	10
(3)	災害発生時における留意事項	11
(4)	指定期間終了後の引継ぎ	11
6	問い合わせ先	11
	【別紙第1】 橿原市体育施設指定管理者審査基準	12
	【別紙第2】 提出書類一覧表	15

1 募集要項の概要

(1) 趣旨

「檀原市体育施設指定管理者募集要項（以下「本要項」という。）」は、檀原市香久山体育館・香久山公園・檀原市万葉の丘スポーツ広場、檀原市ひがしたけだドーム・東竹田近隣公園、檀原市曾我川緑地体育館・曾我川緑地（以下これらの体育施設及び公園施設を合わせて「本件施設」という。）の管理運営について、住民サービスの向上と経費の削減等を図るため、「地方自治法」（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項、「檀原市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例」（平成 16 年条例第 14 号）、「檀原市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則」（平成 17 年規則第 15 号）、本件施設に係る条例及び施行規則の規定により指定管理者の公募を行うために必要な手続き等を定めたものです。

募集に当たっては、各施設間の相互連携による市民サービスの向上と、一体的管理によるスケールメリットを活かした効果的且つ効率的な管理運営を実現するため、各施設を一括して募集します。

<本件施設に係る条例及び施行規則>

対象施設	条例及び施行規則
檀原市香久山体育館 檀原市曾我川緑地体育館 檀原市ひがしたけだドーム	檀原市立体育館条例（平成 17 年条例第 21 号） 檀原市立体育館管理運営に関する規則（平成 24 年規則第 33 号）
檀原市万葉の丘スポーツ広場	檀原市万葉の丘スポーツ広場条例（平成 17 年条例第 22 号） 檀原市万葉の丘スポーツ広場管理運営に関する規則（平成 24 年規則第 34 号）
香久山公園 東竹田近隣公園 曾我川緑地	檀原市公園条例（平成 17 年条例第 28 号） 檀原市公園条例施行規則（平成 17 年規則第 29 号）

(2) 施設概要

本件施設の概要は、下記のとおりです。詳しくは「檀原市体育施設指定管理者管理運営の基準」（以下「管理運営の基準」という。）の第二章 事業概要 1. 施設概要及び 2. 管理運営の区分を参照してください。

1) 管理区分・名称・所在地

管理区分	名 称	所在地
A	檀原市香久山体育館	檀原市南山町 624 番地
	香久山公園	
	檀原市万葉の丘スポーツ広場	檀原市戒外町 43 番地の 1
B	檀原市ひがしたけだドーム	檀原市東竹田町 124 番地の 1
	東竹田近隣公園	
C	檀原市曾我川緑地体育館	檀原市曾我町 1212 番地
	曾我川緑地	檀原市曲川町 958 番地の 3

2) 設置目的

本件施設の設置目的は下表のとおりです。

<本件施設の設置目的>

対象施設	設置目的
檀原市香久山体育館 檀原市曾我川緑地体育館	市民の体育・レクリエーション活動を促し、健康の増進及び体力維持向上に寄与するとともに、公共の用に供すること。 災害時の指定避難所として指定されており、市民の安全・安心な暮らしをサポートする、日常生活に密着した防災活動の拠点としても位置づけられている。
檀原市ひがしたけだドーム	市民の体育・レクリエーション活動を促し、健康の増進及び体力維持向上に寄与するとともに、公共の用に供すること。
檀原市万葉の丘スポーツ広場	市民のスポーツ及びレクリエーション活動に寄与し、健康の増進及び体育の振興に資すること。
香久山公園 曾我川緑地 東竹田近隣公園	市民の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供すること。

(3) 指定管理者が担う業務の範囲

指定管理者が担う管理運営の主な内容は、次のとおりです。詳しくは「管理運営の基準」の第二章 事業概要 4. 業務分担 を参照してください。

- ①施設運営業務
- ②維持管理業務
- ③経営管理業務

(4) リスク分担

市と指定管理者のリスク分担は、原則として次のとおりです。ただし、表に定める事項で疑義がある場合または表に定めのないリスクが生じた場合は、市と指定管理者が協議の上、リスク分担を決定するものとします。

種類	リスクの内容	負担者			
		市	指定管理者	分担(協議)	指定管理者(負担限度付)
法令変更	管理運営に直接影響する法令等の変更		○		
	施設等の新設または改築を要するものなどの法令等の変更	○			
税制変更	管理運営に直接影響を与える税制変更(消費税等)	○			
	上記以外の税制度の変更(法人税等)		○		
物価変動	管理運営経費に影響する物価変動		○		
金利変動	金利変動等による収支の影響		○		
需要変動	競合施設、天候、当初需要見込みの乖離等の影響による利用者の増減		○		
管理運営の内容変更	市の政策による指定期間中の変更	○			
	指定管理者の発案による指定期間中の変更		○		
管理運営の中断・中止	市に帰責事由があるもの	○			
	指定管理者に帰責事由があるもの		○		
	上記以外のもの			○	
施設・設備等の修繕	指定管理者に帰責事由があるもの		○		
	指定管理者が設置したもの		○		
	上記以外のもの(1件)				100万円未満
損害賠償	市に帰責事由があるもの	○			
	指定管理者に帰責事由があるもの		○		
	市と指定管理者の両者、第三者等に帰責事由があるもの			○	
不可抗力※	不可抗力による施設・設備の復旧			○	
	不可抗力による管理運営の休業		○		

※1 不可抗力：暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動など

※2 建物・設備が復旧困難な被害を受けた場合、指定を取り消す場合がある。

※3 市は指定管理者に対する休業補償は行なわない。

(5) 指定期間

平成31年4月1日から平成34年3月31日まで(3年間)

(会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。)

2 経理に関する事項

(1) 指定管理料

指定管理者は、有料施設等の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収入と指定管理料をもって本件施設の管理運営を行うものとします。指定管理料の額は、指定管理者が応募の際に提案した額を上限として、市と指定管理者の協議によって定めます。

指定管理料については、これまでの実績を基にして、年間の管理運営経費から利用料金を差引して算出し、一定の基準額を設定しています。この基準額を上回る提案をした場合は失格となります。

指定管理料の基準額は、年額で金 108,733,320 円（税込）／ 100,679,000 円（税別）とし、指定期間（3年間）の総額で金 326,199,960 円（税込）／ 302,037,000 円（税別）です。

(2) 利用料金

利用料金の額については、本件施設に係る「条例」及び「施行規則」で規定する使用料で定められた金額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者において設定することができます。

(3) 指定管理料の支払方法

指定管理料の支払時期・支払回数・支払方法は、年度ごとに市と指定管理者が協議して締結する年度協定に従うものとします。

本件施設の管理運営にかかる収入及び支出については、独立した口座を設けて管理を行い、指定管理者としての管理運営にかかる経費とその他の事業にかかる経費を区分して整理してください。

3 募集に関する事項

(1) 公募及び選定スケジュール

1) 募集要項等の配布

① 配布期間

平成30年8月24日（金）から平成30年9月18日（火）午前10時まで
（土・日曜日、祝祭日を除く）

午前9時～午後5時まで（正午から午後1時、受付最終日を除く）

② 配布場所

橿原市役所 魅力創造部 スポーツ推進課
橿原市小房町11-5（かしはら万葉ホール3階）

③ その他

募集要項等は橿原市ホームページからもダウンロードできます。

橿原市ホームページアドレス：<http://www.city.kashihara.nara.jp>

2) 現地説明会の開催

現地説明会を次のとおり開催します。参加を希望される申請団体は、現地説明会参加申込書（様式第 10 号）に記入の上、郵送、FAX または電子メールにより申込みください。なお、必ず送付または送信確認を行って下さい。

① 開催日時

平成 30 年 9 月 10 日（月）予定

午前 9 時 30 分～終日

※参加受付期間

平成 30 年 8 月 24 日（金）から平成 30 年 9 月 6 日（木）午前 10 時まで

（土・日曜日、祝祭日を除く）

午前 9 時～午後 5 時まで（正午から午後 1 時、最終日を除く）

② 集合場所

橿原市曾我川緑地体育館 管理事務所前

③ 説明内容

本件施設の内容等

④ 参加要件

・現地説明会の参加については、1 申請団体につき 2 名までとします。

・応募を行う場合は、必ずこの現地説明会に参加してください。

⑤ 申込先

橿原市役所 魅力創造部 スポーツ推進課

〒634-0075 橿原市小房町 11-5（かしはら万葉ホール 3 階）

電話：0744-29-8019／FAX：0744-24-9710

メールアドレス sports@city.kashihara.nara.jp

3) 質疑の受付・回答

募集内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

① 受付期間

平成 30 年 9 月 7 日（金）～平成 30 年 9 月 11 日（火）午後 3 時まで

② 受付方法

橿原市体育施設管理運営業務に係る質問票（様式第 11 号）に記入の上、郵送、FAX または電子メールによりスポーツ推進課へ提出してください。口頭による質問は、受け付けしません。未着などを防ぐため、提出後、到着の確認をお願いします。

ただし、質問者は、本要項に示された応募の条件を満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）とします。

③ 回答方法

質問された方には、応募者間の公平を期すため、質問及び回答を橿原市ホームページにおいて公表します。（質問者名は表示しません。）また、意見の表明と解されるもの、質問内容が不明瞭なものについては、回答しない場合もあります。

4) 応募書類の受付

① 受付期間

平成 30 年 9 月 19 日（水）～平成 30 年 9 月 27 日（木）午前 10 時まで
（土・日曜日、祝祭日を除く）

午前 9 時～午後 5 時まで（正午から午後 1 時、受付最終日を除く）

② 受付場所

櫃原市役所 魅力創造部 スポーツ推進課
櫃原市小房町 11-5（かしはら万葉ホール 3 階）

③ 受付方法

応募書類一式を、持参により提出してください。郵送、FAX または電子メールでの受付はいたしません。

5) 審査（書類審査・提案審査）

指定管理者候補者の選定は公募型プロポーザル方式とし、櫃原市体育施設指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、応募書類による申請資格、提案内容等の一次審査（書類審査）を行い、要件を満たす申請団体を対象に、二次審査（提案審査）として申請者によるプレゼンテーションを実施し、二次審査の得点が最も高い申請団体を候補者として選定します。また、申請者が 1 申請団体の場合においても、選定委員会を開催するものとします。

審査基準については、別紙第 1「櫃原市体育施設指定管理者審査基準」（以下「審査基準」という。）を参照してください。

① 一次審査（書類審査）

平成 30 年 10 月 22 日（月）実施

審査基準に基づき書類審査を行います。

一次審査の結果は、申請者に通知します。なお、二次審査の対象となった申請者には、二次審査の日時・場所等を併せて通知します。

② 二次審査（提案審査）

平成 30 年 10 月 29 日（月）実施

申請者による提案内容の説明および質疑応答を経て、審査基準に基づき審査を行い、この審査の結果、二次審査の得点の最も高い申請団体を指定管理者候補者として選定します。

なお、提案内容の説明時間は、1 申請団体 30 分、質疑応答を 15 分とし、順番は申請受付順とします。

二次審査の結果は、この審査の対象となった申請者に通知します。

6) 指定管理者の指定

指定管理者候補者として選定された法人等については、地方自治法の規定に基づき、指定管理者として指定する議案を市議会に提出し、議決後、指定管理者として指定します。ただし、市議会の議決を得られない場合は指定しません。なお、市は、指定管理者の指定に関する市議会の議決が得られないことにより、指定管理者の候補者に生じた損害を負担しません。

7) 協定書の締結

指定管理者の指定の後に、本件施設の管理運営に関し、包括的な事項を定めた基本協定書及び各年度毎の指定管理料の支払方法等の事項を定めた年度協定書を締結します。協定の締結に際し必要な事項については、指定管理者と市が協議のうえ、定めることとします。

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取消し、協定を締結しないことがあります。

- ① 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- ② 財政状況の悪化等により、管理運営の履行が確実でないと認められるとき。
- ③ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- ④ 下記「(2) 応募の手続き 2) 応募者の制限」に該当すると認められるとき。

8) 引継ぎ業務

新たな指定管理者は、指定期間開始日から円滑に業務が実施できるよう、指定期間開始日までに旧の指定管理者から業務の引継ぎを受けるとともに必要な準備行為を行うものとし、それに要する費用を負担するものとします。

(2) 応募の手続き

1) 応募の資格

本件施設を安全かつ安定的に管理運営する経験及び能力を有し、かつ本件施設の機能を効率・効果的に発揮することのできる法人等で次の要件を満たすものとします。(個人での応募は出来ません。複数の法人等がグループを構成する場合は、代表となる法人等を決定し、応募してください。なお、グループの構成員となった場合には、別に単独で応募することは出来ません。また、ほかの複数のグループの構成員となることも出来ません。)

- ① 国税及び地方税を滞納していないこと。(複数の法人等がグループを構成して応募する場合は、全ての法人等についての条件です。)
- ② 本件施設の管理運営を行うにあたり、法令等の規定により必要な官公署の免許・許認可等を受けていること。

2) 応募者の制限

以下の条件に該当する場合は、応募者の資格を有しません。また、複数の法人等がグループを構成して応募する場合は、すべての法人等についての制限とします。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により、本市における一般競争入札または指名競争入札の参加を制限されている者
- ② 檀原市入札参加資格停止要綱に基づく入札参加資格停止の措置を受けている者

- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者、及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者
- ④ 代表者、役員またはその使用人が刑法第 96 条の 3 または第 198 条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、または逮捕を経ないで公訴を提起された日から 2 年を経過しない者
- ⑤ 法人または代表者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条または第 8 条第 1 項第 1 号に違反するとして、公正取引委員会または関係機関に認定された日から 2 年を経過しない者
- ⑥ 暴力団等の介入の排除に関する合意書に基づき、次の各号に該当する法人等
 - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）
 - (イ) 暴力団の構成員（前項法律同条同号：暴力団の構成団体の構成員を含む。）
 - (ウ) 暴力団またはその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にある法人等
 - (エ) (ア) から (ウ) までに掲げる者（以下「暴力団等」という。）の利益となる活動（暴力団等と取引をし、暴力団等に対し資金を供給し、または関与することをいう。）を行う法人等
 - (オ) 役員等（法人にあっては役員及び経営に事実上参加している者、法人以外の団体にあっては代表者および経営に事実上参加している者をいう。）が、暴力団等の利益となる活動を行う法人等
 - (カ) 役員等が暴力団等と社会的に不適切な交友関係（相手側が暴力団等であることを知りながら、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするような関係をいう。）を継続的に有している法人等
- ⑦ 本指定管理者選定を行う選定委員が属している団体

3) 応募書類

応募時には、別紙第 2「提出書類一覧表」に掲げる書類を提出してください。また、選定審査にあたって、追加資料を求める場合があります。

提出時は、提案書類各一部ずつを A4 ファイル（色指定なし）にページ番号を付して綴じ、表紙には「橿原市体育施設 指定管理者提案書類」及び法人等の名称を記載して、規定部数を受付表（様式第 9 号）とともに提出してください。

4) 留意事項

① 内容の変更・辞退

応募書類の受付期間終了後においては、応募書類の内容を変更することはできません。また、申請書類等を提出した後に辞退するときは、辞退届（様式第 12 号）を提出してください。

② 書類の返却・公開

応募書類は、理由のいかんにかかわらず返却しません。

また、提出された書類について、情報公開の請求がある場合は、檀原市情報公開条例等の規定に基づき、公開等の判断を行います。事業計画書及び収支予算書は特に本件施設の運営に影響を及ぼす点から、原則すべて公開の対象となることを前提に提案内容を明記してください。

③ 著作権の帰属

応募書類の著作権は、申請団体に帰属します。ただし、本市は、選定結果の公表、情報公開請求への対応その他必要があると認めるときは、応募書類の内容を無償で使用できるものとします。

④ 第三者の権利の侵害

申請団体が、応募にあたって、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づいて保護される権利を侵害し、第三者に損害を与えたときは、その責任の一切を申請団体が負うものとします。

⑤ 選定審査対象からの除外

次のいずれかに該当した場合は、選定審査の対象から除外します。

- ・選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ・応募書類に虚偽の記載があった場合
- ・提出書類等が期限内に提出されなかったとき
- ・選定結果公表までに上記「(2) 応募の手続き 2) 応募者の制限」の各号に該当した場合

4 事業評価に関する事項

(1) 利用者の意見聴取

指定管理者は、本件施設の本件施設の利用者を対象に提供するサービスの評価を適宜実施し、その結果を市に報告するものとします。

(2) 自己評価

指定管理者は、本件施設の管理運営に関して自己評価を行い、その結果を事業報告書にまとめ市へ報告するものとします。市が必要と認めた場合は、指定管理者へ自己評価の実施を指示できるものとします。

(3) 実地調査

市は各種報告書の確認のほか、指定管理者による管理運営の状況を確認するため、随時施設へ立ち入ることができるものとします。市は、管理運営の実施状況や経費の収支状況等について、説明を求めることができ、指定管理者は市が実施するモニタリングに関し、必要なデータ等の開示及び説明に協力するものとします。

(4) 改善指示

上記(1)～(3)の確認の結果、必要があれば市は業務の改善等必要な指示を行

います。なお、改善指示等を行っても改善が見られない場合、及び指定管理者が管理運営の基準を満たしていないと判断した場合は、指定期間中であってもその指定を取り消す場合があります。

5 その他

(1) 関係法令等の遵守

本件施設の管理運営を遂行するうえで、関連法令等がある場合は、それらを遵守するとともに、特に以下のことに留意してください。

1) 地方自治法および施行令

*第244条第2項

普通地方公共団体（指定管理者を含む。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

*第244条第3項

普通地方公共団体（指定管理者を含む。）は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

- 2) 水道法、消防法、電気事業法、建築基準法、警備業法、設備保守点検に関する法律
- 3) 都市公園法及び同施行令、同施行規則
- 4) 橿原市立体育館条例及び橿原市立体育館管理運営に関する規則
- 5) 橿原市万葉の丘スポーツ広場条例及び橿原市万葉の丘スポーツ広場管理運営に関する規則
- 6) 橿原市公園条例及び同施行規則
- 7) 橿原市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例及び同施行規則
- 8) 橿原市個人情報保護条例及び同施行規則
- 9) 橿原市情報公開条例及び同施行規則
- 10) 橿原市地域防災計画
- 11) その他関係法令、通知等

(2) 指定の取り消し

指定管理者が、次のいずれかに該当する場合は、指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じることがあります。

この場合、指定管理者の損害に対して、市は賠償の責めを負いません。また、指定の取り消しに伴う市の損害について、指定管理者に損害賠償を請求することがあります。

- 1) 指定または本件施設の管理運営に関し不正の行為があったとき。
- 2) 市に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告を拒んだとき。
- 3) 本件施設の管理運営を適正かつ確実に履行することができないと認めるとき。
- 4) 法令の規定、指定の条件又は協定書に記載された条件に違反したとき。
- 5) 自らの責めに帰すべき事由により、指定管理者から協定の解除の申出があつ

たとき。

6) その他、市が必要と認めるとき。

(3) 災害発生時における留意事項

地震、暴風雨などによる大規模災害発生時には、橿原市地域防災計画に基づき、本件施設を市民の避難場所として使用する場合があります。また、被害状況等により、引き続き復旧拠点として、長期に使用される可能性があります。指定管理者は、災害対策本部の指示に基づき、適切に対応ができるよう体制を整備してください。

(4) 指定期間終了後の引継ぎ

指定管理者は、指定期間が終了するとき（継続して指定されたときを除く。）または、指定が取り消されたときは、市が特に支障がないと認めた場合を除き、速やかに原状に回復するとともに次の指定管理者が円滑に業務を遂行できるよう十分な引継ぎを行うものとします。

6 問い合わせ先

橿原市役所 魅力創造部 スポーツ推進課

〒634-0075 橿原市小房町 11-5 (かしはら万葉ホール 3 階)

電話：0744-29-8019 / FAX：0744-24-9710

E メールアドレス sports@city.kasihara.nara.jp

橿原市ホームページアドレス：<http://www.city.kasihara.nara.jp>

【別紙第1】 橿原市体育施設指定管理者審査基準

提案書 番号	審査項目	一次 審査	二次 審査
【1】	基本的な考え方	5	10
①	施設の管理運営に対する理念や基本方針が市の定める施策に則っている	/5	/5
②	公の施設であることを理解し、利用者が平等に利用できるような提案がなされている	/	/5
【2】	事業計画・サービスの具体的手法	25	80
①	事業計画は、施設の設置目的に沿った成果が得られるものである	/5	/5
②	施設の管理運営（指定管理業務）に係る収支計画が合理的かつ妥当である	/5	/10
③	管理運営経費（指定管理料）の削減や効率化を目指した提案がなされている	/5	/15
④	施設の利用促進や利用者の増加を図るための斬新で魅力的な提案がなされている	/	/10
⑤	利用者からの意見を把握し、それらを反映させる取組みを構築している	/	/5
⑥	利用料金の考え方は適切になされている	/	/5
⑦	施設の情報発信や広報活動の取組みが適切である	/	/5
⑧	行政その他各種スポーツ団体などが行う行事との調整や、東京五輪をはじめとしたスポーツイベントとの連携が図られている	/	/10
⑨	施設同士の相互連携による相乗効果を発揮する企画を提案している	/10	/15
【3】	財政基盤・人材基盤・維持管理能力	20	35
①④	長期的安定的な管理運営を行っていくための財政基盤・人材基盤を有している	/5	/5
②④	施設の管理体制、人員配置、職員の資格・経験が適切である	/5	/10
③	職員の資質、能力向上を図る取組みが適切である	/	/5
⑤	施設の設置年数を考慮した修繕や保守点検等の考え方が適切である	/10	/15
【4】	同種・類似施設の運営実績	5	5
	同種・類似施設の運営実績を有している	/5	/5
【5】	関係法令等の遵守及び危機管理	15	15
①	関係法令等の遵守を徹底するための取組みが適切である	/5	/5
②	安心・安全に施設利用できるよう体制が確立できており、事故・災害などの未然防止及び発生時の危機管理対応に関する取組みが適切である	/10	/10
【6】	その他	10	15
①	自主事業の実施体制確立に向けた考え方や実施内容が適切である	/5	/10
②	市内雇用並びに市内業者の積極的な活用に配慮している	/5	/5
		/80	/160

一次審査は 80 点、二次審査は 160 点

【評価方法】

- (1) 評価は一次審査および二次審査のいずれも、5段階評価となります。
 - ・〔5点〕：特に優れている
 - ・〔4点〕：やや優れている
 - ・〔3点〕：標準的である
 - ・〔2点〕：やや劣っている
 - ・〔1点〕：劣っている
- (2) 評価点数は、一次審査および二次審査ともに、各選定委員による評価点の合計点で決定します。
- (3) 一次審査では、選定委員の評価点が平均48点以上で得点合計が上位3者を二次審査の対象とします。
- (4) 一次審査において、評価点が同点となった場合は、次の項目順に項目内で先に高得点を取得したものを上位とします。(各選定委員の項目別の合計得点)
優先順位・・・【2】→【3】→【1】→【5】→【6】→【4】
- (5) 二次審査の審査項目において、審査の結果、最高得点となった申請団体を指定管理者候補者とします。ただし、二次審査において、最高得点の申請団体が複数となった場合は、最高得点者の提案書における指定管理料(提案額)がより低い方を指定管理者候補者とします。
- (6) 一次審査、二次審査ともに配点が10点の項目は5段階評価の点数を2倍、15点の項目は3倍するものとします。

【提案を求める内容】

提案に当たっては、橿原市体育施設管理運営業務に係る提案書(様式第7号)の様式に従い、以下の点に留意して具体的に記入してください。

【1】基本的な考え方

①施設の管理運営に対する理念や基本方針

「管理運営の基準」の第一章 3. 事業方針等をもとに、より魅力ある施設運営を目指すための運営サービス提供の考え方や運営方針を示してください。

②利用者が平等に利用できるような配慮

【2】事業計画・サービスの具体的手法

①事業計画

本件施設に係る条例及び施行規則を理解し、これまで本件施設が提供してきたサービスの水準を維持すると共に、市民が様々なスポーツ・レクリエーション活動が行える場として市民ニーズに対応した各種スポーツ教室の開催をはじめとした企画運営を通じて市民のスポーツ振興を図り、市民の体力の向上、健康の保持増進に資することを目的とした事業計画を示してください。

②収支計画

- ③管理運営経費（指定管理料）
- ④施設の利用促進や利用者の増加を図るような特色ある取組み（自主事業を除く）
各施設ごとに、具体的に提案してください。
- ⑤利用者ニーズの把握やその対応策
- ⑥利用料金の考え方
- ⑦施設の情報発信や広報活動の取組み
- ⑧行事やイベントとの調整及び連携
- ⑨施設同士の相互連携による相乗効果を発揮する企画提案
一括で複数の施設を管理するスケールメリットを活かし、施設間連携による相乗効果が発揮できる企画を、各施設ごとに、明記して提案してください。

【3】 財政基盤・人材基盤・維持管理能力

- ①管理運営を行っていくための財政基盤・人材基盤
- ②施設の管理体制、人員配置、職員の資格・経験
- ③職員の資質、能力向上を図る取組み
- ④職員の配置計画
- ⑤施設の設置年数を考慮した修繕や保守点検等の考え方
利用者の安全確保と安心・快適に利用できる環境を整備するため、施設の老朽化具合などを考慮した修繕や、日常・定期的な保守点検等の保全計画を示して下さい。また、突発的に発生した破損や不具合においても、迅速かつ適正に対応するためのプロセス、能力、体制を示して下さい。なお、協力業者に依頼する場合は監理能力についても示して下さい。

【4】 同種・類似施設の運営実績

【5】 関係法令等の遵守及び危機管理

- ①関係法令等の遵守を徹底するための取組み
- ②利用者に対する安全管理及び事故・災害などの未然防止及び発生時の危機管理対応に関する考え方
本件施設はアリーナ、テニスコート、公園、遊具等多種多様な施設を有しています。利用者の安全のために、発生しうるリスクの未然防止策と対応策、利用者の安全確保の方法を示して下さい。事案をリスクイベントツリーにより示して下さい。

【6】 その他

- ①自主事業の実施体制確立に向けた考え方や実施内容
次期指定管理者として実施する利用者数の増加や満足度の向上につながる自主事業や、現指定管理者からの自主事業の引継ぎに対する考え方及び取り組みについて示して下さい。
- ②市内雇用並びに市内業者の積極的な活用

【別紙第2】提出書類一覧表

	応募書類	提出部数	様式	備考
①	提案書類目次	正1部 副20部		ページ番号不要
②	樫原市指定管理者指定申請書	正1部 副20部	様式第1号	
③	事業計画書	正1部 副20部	様式第2号	
④	法人等の概要	正1部 副20部	様式第3号	
⑤	収支予算書	正1部 副20部	様式第4号	
⑥	事業見込額算定書	正1部 副20部	様式第5号	
⑦	収支見込額積算内訳書	正1部 副20部	様式自由	10枚以内(両面)
⑧	提案書(表紙)	正1部 副20部	様式第6号	
⑨	樫原市体育施設管理運営業務に係る提案書	正1部 副20部	様式第7号	
⑩	前事業年度の貸借対照表および財産目録	正1部 副20部		
⑪	納税証明書 *1	正1部 副20部		直近2年分の原本
⑫	定款または寄付行為の写しおよび登記事項証明書(法人以外の申請団体にあたっては、規約またはこれらに類する書類)	正1部 副20部		
⑬	印鑑証明書	正1部 副20部		発行日が3ヶ月以内
⑭	その他補足資料(任意)	正1部 副20部	様式自由	10枚以内(両面)
⑮	欠格事項に該当しない宣誓書	正1部	様式第8号	
⑯	受付表	正1部	様式第8号	
⑰	選定結果通知用封筒 (長3封筒)	封筒に「選定結果通知」の送付先を明記し、簡易書留郵便相当分の切手を貼付したもの		

*1: 次に掲げる税の未納がないことの証明

ア)「法人税」 イ)「消費税及び地方消費税」

※税の種別は、国、都道府県、市区町村とする。

- ・①から⑮の順番で綴じてください。
- ・②～⑮には、ページ番号を付与してください。
- ・複数の法人等がグループを構成して申請する場合、④(様式第3-1号)、⑩～⑬、⑮の書類は、そのグループの構成員すべてのものをそれぞれ提出してください。